

## 平成27年度 第4回黒松内町総合教育会議事録

1. 期 日 平成27年12月25日(金)  
午前10時30分から12時00分
2. 場 所 コミュニティ防災センター 町民活動室1
3. 出席者 (構成員)  
町 長 鎌 田 満  
教育委員 池 田 重 人  
教育委員 小 林 尋 子  
教育委員 成 田 志津代  
教育委員 岡 久 孝 雄  
教 育 長 内 山 哲 男  
(事務局)  
教育委員会教育次長 鈴木 浩 勝

### 本日の会議に付した事件

- (1) 黒松内町教育大綱について
- (2) いじめ防止対策について
- (3) 平成28年度予算関連(協議)について
- (4) 当面する黒松内町教育課題(協議)について(協議なし)

## 会 議 の 顛 末

事務局 定刻になりましたので、第4回黒松内町総合教育会議を開会します。次第のとおり進行いたします。鎌田町長よりごあいさつをお願いします。

町 長 おはようございます。本日は、時節柄大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。いよいよ今年も1週間を切りまして、雪が少なく良かったと思っております。天気予報では明日からは寒くなり、30日からは暖かくなるとのことで、雪投げ作業がない楽なお正月を期待しています。雪は少ないですが、1年間を終わると例年同様な降雪量となりますので、その分急な大雪にならなければよいと思っております。

今回は、議題にもありますように、一つ目の教育大綱では議員に説明し若干、質疑意見がありましたのでこれら点について、二つ目はいじめ防止基本方針の案ができましたので、協議いたしたいと考えています。平成28年度予算関連は、委員の皆さんとは初めての協議となります。個々の予算ではなく、ポイントを絞らせていただき、皆様の意見をお聞きする場にしたいと思っております。これらを含めて、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

開会のあいさつといたします。本日は、ご苦労さまでございます。

事務局 それでは、2番の議題に移らせていただきます。町長の進行でお願いいたします。

町 長 それでは、黒松内町教育大綱についてを議題とします。議会に説明した内容も含めて、事務局より説明をお願いします。

事務局 黒松内町教育大綱について、説明いたします。次第1ページをご覧ください。

黒松内町議会各課説明会を、12月14日に町長、副町長、教育長の出席の下、教育大綱を説明いたしました。出席した議員は9名、全員です。その中で、主なもので4点ご意見がありました。一つ目は、町全体の財政計画及び総合計画との予算面も含めた連携は、どのようになっているのか。二つ目は、本町を知る上で農業が欠かせなく、学校では農業体験を実施していることもあり、大綱に記載する必要があるのではないか。三つ目は、10月から11月に実施したパブリックコメントの結果をおしえてほしい。四つ目は、具体的な事業が記載されていないため、5年間で何をやるのかが分かりづらい。教育委員会又は総合教育会議においても、このような意見は出なかったのかとの意見でした。

説明段階で、教育大綱は具体的なものを定めるのではなく、教育行政を進める方向性を示すものでありますと、話しておりましたが、私どもの説明不足もあり、このような意見がありました。

これら意見を含めて、現在の教育大綱案を1ヶ所修正させていただきました。教育大綱案の5ページの上から5行目に、「農業体験活動」を追加するものです。

町長 説明のとおり議会には各課説明会にて説明しました。町では最上位計画として総合計画があります。何をいつするのか、事業費はいくらかを示しているものとしては、実施計画があります。また、これを基にして財政計画があります。議員からは、教育大綱は概念的なものでありますので、これら計画との関係性が分からないとの意見でした。

教育大綱の具体的な事業は、総合計画に盛り込みますし、事業費が必要なものは、実施計画にも盛り込まれますが、これらの関係性が分からなかったための質問だったと思います。教育大綱に関わる事業では、既に実施計画に盛り込まれているものがありますし、ないもので追加された場合には毎年のローリングにて追加されますし、今後、削除されるものがあるかもしれません。

農業については、社会(職業)体験活動に含まれると考えておりましたが、特出しした方がよいとの意見がありましたので、前後の文章からも追加しても問題がないと考えたものです。

パブリックコメントについては、前回の総合教育会議でお話した内容を説明しております。具体的な事業がないため分からないとの点は、先ほどの説明のとおり総合計画実施計画を見てくださいと説明し、あえて、教育大綱には事業名等を盛り込まないと回答しております。

これらのことから、教育大綱案の修正は、5ページの農業体験活動の追加であります。この点で何かご意見がありましたら、お願いします。

委員等 意見なし。

町長 意見がないようですので、これでよろしいでしょうか。  
教育大綱については、どのような手続きになりますか。

事務局 教育大綱案が決まりましたら、来週には町長名で決裁の上、決定いたします。

町長 確認です。意見がないようですので、これで決定させていただきます。  
続いて、いじめ防止対策に進ませていただきます。こちらも、基本方針案ができましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局 本町の基本方針案の作成に当たりましては、後志管内において条例ではなく、基本方針を策定している蘭越町とニセコ町を参考にしております。また、国の法律のいじめ防止対策推進法や文部科学省のいじめの防止等のための基本的な方針、北海道のいじめの防止等に関する条例やいじめ防止基本方針を、参考としています。

基本方針案の内容を説明します。目次では、第1章は策定に当たってを、第2章で

は基本的な考え方として、いじめの定義、防止対策の基本理念と取組方針を、第3章では取組の役割として、町と教育委員会の取組や学校の取組を、第4章の重大事態への対処では、重大事態が発生した場合の把握及び報告と調査の実施などとしております。

第1章策定に当たっては、前回の総合教育会議での意見等も踏まえた表現にしています。はじめにでは、児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはいけないこと、いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあること、いじめは、どこの子にでも、いつでも、どこでも起こるかもしれないこと、一人の児童生徒もいじめがない生活を過ごし、それぞれの命を大切に、お互いの人格を尊重しながら、夢や希望を叶えることができる環境づくりを地域とともに目指していきたくとしています。

策定の目的では、この方針は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、市町村が定めることとなっていることを記載しています。公表と見直しでは、町が定める本方針と各学校が策定しています学校いじめ防止基本方針を公表することとし、また、方針は策定後には、そのままということではなく、必要と認められるときは、見直しをするというものです。

第2章基本的な考え方です。1番目のいじめの定義では、「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で、インターネットを通じて行われるものも含まれます。いじめの対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとしており、法律第2条に規定するいじめの定義と同様にしています。次に、いじめを理解するに当たっての留意事項を4点示しています。これは、北海道いじめ防止基本方針から引用しています。また、いじめには様々な形態があり、記載している8点も、北海道いじめ防止基本方針から引用しています。これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合がありますので、警察との相談や通報をすることを記載しています。ただし、その場合には、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮して行っていきたいと考えています。2番目の基本理念では、いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であること、学校だけではなく、地域も家庭や関係者と連携して克服していくことを目指していきたくとしています。3番目の取組方針では、児童生徒や保護者、学校、地域社会、町の立場と取組を示しております。中でも、地域社会は、大人として子どもたちにふれあう機会がありますので、温かく触れ合える機会を大切にすること、いじめが行われた場合には通報すること、教育委員会や学校との取組には協力いただきたいと考えております。

第3章取組の役割では、町と学校の取組を示しています。町は、教育委員会が中心になり、いじめ防止や発見、その解決に向けた取組をするもので、主な取組としては、いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制づくり、地域社会との連携、スクールカウンセラー派遣、放課後子ども教室などによる子ども達を見守る環境づくり、教職員の研修機会及び情報の提供、先ほど第1章で説明した本基本方針もPDCAサイクル

ルの検証により見直しすることなどです。関係組織として、黒松内町いじめ問題対策連絡協議会を設置するものです。この構成員は、決まっておりませんが、本方針が決定しだい考えていきます。この協議会は、法律第14条に規定する協議会の位置付けであります。次に、学校の取組です。学校は、学校いじめ防止基本方針を策定するものです。併せて、公表をこれからは行いたいと考えています。既に学校では、方針を策定しており、参考として黒松内小学校のものを配付しています。学校は、学校基本方針に基づき具体的には、いじめの未然防止に向けた取組や早期発見、教育委員会への状況報告や連携した取組を行うものです。未然防止の基本となる児童生徒と教職員との信頼できる関係づくり、また、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組める環境づくりを示しています。また、学校内にいじめ防止対策委員会を組織するものです。

最後の項目の第4章重大事態への対処です。1番目では、重大事態の把握及び報告として定義と、発生した場合には学校は直ちに教育委員会に報告することとしています。重大事態は、法律第28条第1項で掲げるものを示しています。1つ目はいじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときとして4つの事例を示しています。2つ目は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときとし、相当な期間を年間30日を目安としています。2番目では、調査の実施として、学校が主体となって調査を行う場合は、学校に設置しているいじめ防止対策委員会を母体として行うもので、教育委員会は、実施する学校に必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。また、教育委員会が主体となって調査を行う場合は、教育委員会内に調査組織を設置して行う旨を示しています。3番目の調査結果の提供及び報告では、調査結果を学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するとともに、教育委員会は町長へ報告するものです。なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供いたします。4番目の再調査等の実施では、町長は、学校や教育委員会が行った調査結果の報告を受け必要があると認めるときは、再調査を行うことができるということと、再調査を行ったときは、その結果を町議会に報告するものです。これらの取組も、法律に示されたものを基としております。以上で、基本方針案の説明を終えさせていただきます。

町長 いじめ防止の対策は、教育委員会や各学校においても取り組まれてきたこととは思いますが、町全体としての基本方針がなかったことから策定するもので、条例ではなく基本方針による運用として考えています。

内容は、定義や取組内容、関係する者の役割や取組等、また、重大事態が起こった場合には、教育委員会だけではなく、町全体として意見や積極的に関与していくことが示されています。

事前配付をしておりますが、短時間だったことでもありますので、本会議では意見

等が出なかった場合でも、後ほど事務局に提示していただいても結構です。それらの意見は、パブリックコメント実施後に、次回の総合教育会議で検討いたします。ご意見、気づいた点がございましたでしょうか。

教育長 本町でも、いじめは誰にでも、いつでも、どこでも起きえるという認識を、みんなが持てることは、大事だと思います。この中で、案にあったPDCAサイクルがあることで、これでよいのかを絶えず見直していくことが入っている。方針を作って安心である、作成しただけで良いということではなく、そうではない視点で立ちたい。いじめ問題対策連絡協議会では、各学校が年2回行っているいじめアンケートとその対応結果や、児童生徒のとらえ方を知るため、開催したいと思っています。教育委員にも、いじめの状況を知っていただきたい。重大事態が起きた場合は、この総合教育会議が意思決定の最前線になります。この場合の報告は、今までの状況をみると、教育委員会だけではなく、第三者評価委員会が設置されている。冷静に客観的にみれる方が入ってもらった委員会が望ましい。教育委員会内部だけでは、自分たちの都合のよい報告や、初動が遅れたり、対応が長引いたり、すぐに解決に結びつかないという例があります。第三者が入った調査組織によって、早く、素早い対応をしていきたい。教育委員会でもまとめ、このまとめが適正だったのか、落ちているものがないかを検証し、これらの取組を方針に含めるかが検討の一つです。

委員② 何年も前になるが、私が保護者からいじめがあった報告を受けて、教育委員として教育委員会に報告したが、その調査結果の報告がなく、保護者の方から結果の返事はどうなったのかを聞かれ困った苦い経験がありました。教育長が言われたように、第三者まで入れなくてもよい場合があると思うが、尋ねられたことはきちんとした回答がほしいと感じたことがあった。その時のいじめは、校長や担任の先生らで解決したと思いますが、やはり解決したことの報告が大事である。

教育長 多分に、学校教育現場では、お名前を言っていただき、いじめの情報をいただければ取組状況は、お話できると思いますが、不特定多数からの問いは、難しいと思います。地域の方が、子ども達を絶えず見守っている環境があることで、いじめの初期段階で対応できるかもしれません。いつも同じ子が、鞆を持たされているなどの小さなことでもいいんです。大人が、子どもに「どうしたの」と、聞けるようになると、良いまちの状況だと思います。私たちが、見えていない所での他の大人の情報がほしいです。また、インターネットの書き込みなどでは、本人が気づいていなくても、書かれていけばいじめの対象としています。運用していくことで、方針の見直しは出てくると思います。条例は、見直しには議会に提案しなくてはいけないことから、取組内容はほぼ一緒ですので、実を取って方針としたいと思います。特に、結果の報告は、教育委員会の業務になりますので、大切にしたいと思います。

町長 いじめのアンケート結果や、いじめがあった場合の対処結果については、今までは、

学校から教育委員会に報告は来ていたのでしょうか。

教育長 来ています。例えば、保護者会の開催内容などについては、教育委員会にも報告があります。多分、いじめ問題対策連絡協議会等では、構成にもよりますが、児童相談所が入るとかなり上のレベルになります。児童相談所には、年に1回程度、本町にはない話かもしれませんが、他の市町村で起きたいじめの案件なども研修の一貫として教えてもらいたいと考えています。新たな現状を学ぶことで、本町の取組も前向きになるのではないのでしょうか。

町長 いじめ問題対策連絡協議会を設置した場合に、何を案件とするのが課題でしょうね。重要な組織ですので、定期的開催して、起きた事案だけではなく、予防対策なども委員や学校にも啓発活動として必要と思います。

教育長 主にいじめが起きてしまった時の対応策と予防策が柱です。心をしっかり考えようとする道徳授業や福祉の考え方を取り入れた教育の推進などといった提言になるのではないのでしょうか。いじめを考える時に、人としてものを見ていくこと、対応していくこと、傍観者にならないことを含めて、検討する協議会になればと思います。今後は、この方針に則って、協議会等の取組が進むことを期待します。協議会の構成は、従前からある青少年問題協議会や子ども子育て会議などに学校長も加わっていたできないものかを案として検討しているところです。

町長 既存の会議体もありますので、個々に活動するのではなく、一つにまとめてできる会議体になるのがいいのではないのでしょうか。方針では、会議名が付いていますが、既存の組織と合わせることもあるのでしょうかね。

事務局 会議体としては別々ですので、合同で会議を開催することになると思います。

教育長 黒松内町に合った方法が生まれてくると思います。その中でも、実効性のある方法で、進めて行きたいと思います。

委員④ 学校で6月と11月に行っているいじめアンケートの集計結果や子ども達の声聞くことによって、実態が理解できてくると思いますし、予防策も見えてくると思います。定期的に行っていますので、これを生かしていける協議会にしてほしいと思います。年々、いじめや子ども達の状況は変化し、私たちの認識と異なっていることもあります。

町長 いじめの問題の情報は、やはり学校だけで止めるのではなく、随時、教育委員会やこの場の中に流れてくる環境であれば、取組を検討できて行くと思います。

委員② やはり、町民に目を向けてもらうことが一番身近であると思います。

教育長 この町では、みんなで子どもを育てる取組には、社会教育の行事などで大人と関わる機会は、他の町と比べると多いと思います。親に相談しなくても、子どもの変化を少年団の指導者が気づいてくれるのではないのでしょうか。一人の子どもが、色んな活動を通じて、親戚も含めてどれくらいの大人から見られているか、確認されているか、大事にされているかで、その環境はだいぶ違うと思います。

委員③ 今の結果は、いじめは行けないこと、人間を尊重しなくては行けないと分かっていたつもりであっても、結果的には分かっていたいなかったので、ここまで来てしまったのではないのでしょうか。大人とか、家族とかが分かっているか行けないと思います。方針のはじめに書かれているお互いの人格を尊重しながら、夢や希望を叶えることができる環境づくりは、一行で書かれています、本当に大事なことです。新聞やテレビを見るニュースでは時折、教育委員会や学校の考え方がズレている。目的がズレていると、その取組もズレてしまうと思います。人の心の種は、家族にあるかもしれませんが、芽が出たときは学校に現れ、地域に現れてくる。一人一人が尊重し合う環境づくりを目指すことを、大人が考え、子ども自身もどういう意味なのかを教育方針として、道徳教育として取組み、見つめていくことに興味があります。一人の人格の希望とか、命を失うまでの結末があることを、充分気を付けていくことの大切さを思わせていただいています。

教育長 いじめがあると、子どもたちの力が充分発揮できないです。いじめに限らず、負の要因もありますが、これを糧にするくらいの気持ちを持ってほしい。その可能生を持ってほしい。そのためにも、いじめは根絶していきたい。

町長 時間のこともありますので、話はここまでとさせていただきます、方針についての意見は、先ほどもお話ししましたが、事務局にお知らせください。次に移ります。

平成28年度予算関連についてです。予算関連については、初めて委員の皆さんとの協議、意見交換となります。個々の予算については時間的にもできませんし、事前に平成28年度教育委員会予算積算方針を配付しておりますので、ポイントを絞らせていただきます。

一つは、学校ICT機器整備についてです。委員皆さんは、授業見学をご覧になっていると思いますが、昨日の教育委員会事務局からの説明では、4年間で各学校のパソコンやタブレットを交換、購入するものです。2,500万円程度の事業費であります。国では、この経費を普通交付税に、年間400万円から500万円を算入しているとのことですが、普通交付税総額では減額が見込まれていますので、実際は300万円程度しかないとも言えます。必要性は充分認めてはおりますが、その上で、安全性やPC教室の必要性、機器が日々進歩していくこと、そして、授業のあり方も含めてご意見がありましたら、お願いします。



委員① 授業を見学しましたが、先生方の授業効率や個別の学力に応じた対応はしやすいと感じました。担当されていた先生が、ICT機器にとっても慣れていたので、教える先生方のレベルを向上し、維持していくためには、研修費の充実が重要と思います。

同じ質の授業をする仕組みづくりも一緒に考えていかななくてはいけない。ぜひ、ICT機器の導入を検討してほしい。

町長 環境を整備できても、先生は異動しますので、得手不得手によって機器が活用できないこともある。そのためには、研修が必要ではとの意見でしたが、北海道の予算はどのようなのでしょうか。

事務局 基本的には、北海道の予算にはなります。学校に聞きますと、本来、ICT関連以外も含めた研修に行かせたいが、予算配分がなくて我慢しているものがあるとの話です。この度、1月に民間企業の主催で、タブレット使用の研修がありますので、教育委員会職員と各学校の先生3名が、一部町の経費で参加いたします。

町長 ICTは、時代にあった必要のもので欠かせないものであると思います。年次計画で、買取りがいいのか、リースがいいのかを予算査定では考えていきたいと思います。パソコンは、4年から5年と使用期間が短いですね。

教育長 現場では、例えば、今年10台、来年10台ではなく、今年20台で1年目で揃うことが、活用しやすいと思います。現在、予算要求しているものが揃ったならば、後志管内の学校では、かなり進んだICT機器環境になると思います。本町の場合、少人数ですので、故にできるといえます。現場の先生方と教育委員会、関係者で導入検討会を4回開催し、かなり論議を重ねて要求をいたしました。

町長 1月に入ると予算査定ですので、要求があるタブレット20台を10台にして、残りを来年にしましょうという交渉になります。いずれにしても導入いたしますが、1年目の整備量を悩んでいます。

委員④ 私たちが見て、行っているからかもしれませんが、生徒の興味の持ち方が違うように感じました。普通の授業であれば、寝ている子もいるかもしれませんね。

町長 はやりの物が授業でも取り入れられていると、子どもたちの反応があるのですね。

委員④ 児童福祉施設での話ですが、歴史に興味を持ってもらいたいため、漫画で100冊セットのものを、毎週1冊購入しています。漫画でよいのかとの考えがありますが、少しでも興味を持ってほしいことから、取り入れています。目から情報が入ってくるというのは、重要です。

町 長 　いかに、きっかけをつくるかというのは難しいです。次のポイントは、子育て支援です。今は、黒松内保育園は定員を超えています。来年度以降の推計では定員内になるとの見方です。その中で、人材不足で小さい子を預かることができていない状況です。行きたいけれど行けない子をどうやって掘り起こしていくかが、課題です。来年度には、子育て世代包括支援センターの設置をして、相談や指導ができる場も作りたいと考えています。地方創生に係る聞き取りでは、資格はあるけれど子どもがいて、職場復帰できない家庭もあると聞いています。保育園ともしっかり相談したいと思っています。

　先月、子育て世代のお母さんとの意見交換では、用事ができた時に一時的に預かってもらえる所がほしいとの要望がありました。元保育園職員で退職した方に、ボランティア的に個々に預かってもらえないかなと考えています。必要性は、委員の皆さんもお持ちかとは思いますが。

委員① 　一時預かりを行うには、認可は、必要でしょうか。

委員④ 　内容は違いますが、児童福祉施設では短期入所保育を実施しています。母親が入院した場合や病気の場合などで、件数は少ないですが、利用しています。

教育長 　2年ほど前に、これらの取組の条件が緩和されたので、何か出てこないかと思っています。

町 長 　対象となれば、経費が国や北海道からあり、小規模な町でもできるのですが、施設基準をクリアしてまで取組しようとする方は、小さい町では出てこないのではないのでしょうか。ルールづくりは必要ですが、気軽に見てくれるボランティア的なものはどうでしょうか。

教育長 　成功例は、預ける際に理由を言わなくてもよいことが条件だそうです。利用者からみたら、使いやすいですね。理由は絶対聞かないそうです。

町 長 　また、来年度は5歳児健診を始めたいとも考えています。就学時前健診を行っていますが、ちょっと心配なお子さんの場合には入学までの時間が少なく、対応できない場合があるのが、課題でした。他市町村でも行われていますが、本町でも始めたいと考えています。

教育長 　一時預かり制度ができると、教育力を取り入れ、預かりしている間に箸の持ち方や歯並びをみるとかの取組ができるかもしれません。子育てのお母さんに学びをしていただく機会や、人づくりにもなると思います。

町 長 今年から、子育て支援を教育委員会に移し、手探りの中で行ってきましたが、2年目以降はより進化をしていきたいと思います。妊娠期から出産、子育て、そして、学齢期までを一貫した中で、同じ視点で取組していきたい。

また、塾の問題があります。現在、町内では、民間の塾が来年3月で止めると聞いています。これで、塾がなくなりますので、町営の塾でも始めたらと、教育委員会に言っています。毎日でなくても、1週間で何回かでもいいと思います。児童福祉施設では、ボランティアの方が塾をさせていただいていると聞いていますが、どのような状況ですか。

委員④ 月に4、5回来ていただき、個々の子どもに合わせた指導をしていただいています。

委員① 大学時代の話ですが、基礎スキーをやっている選手は、夏場は時間があるので、子どもたちに勉強を教えることができると聞きます。クラブ活動と教える取組とを、一体にできないかと思いました。クラブ活動では、黒松内町を合宿地として誘致をする取組などで、つながることができないでしょうか。

委員② おもしろい話ですね。

教育長 北海道の事業で、中学生が対象の子ども未来塾があります。釧路では、条例を作って取り組まれています。大分県豊後高田市では、学びの21世紀塾の名前で月2回程度の塾をしています。札幌市では、学生がNPOが作り、無料塾をしています。委員①が言われたように、大学にオファーしながら取り組むのもいいのかもしれません。

町 長 少し内容は異なりますが、後志総合振興局では、ニセコ地域に冬期間、アルバイトで来ている若い人達は、シーズンオフには離れるため、引き留めるために、夏期間に農業や福祉などの分野の仕事をして残っていただける手立てを検討しています。

町 長 時間にもなりましたので、予算関連はこれで終わらせていただきます。  
また、当面する教育課題の協議は、次回の総合教育会議で行いたいと思います。  
それでは、その他を説明してください。

事務局 3番の今後の予定になります。1月には、いじめ防止基本方針案を校長会に説明し、1月下旬からいじめ防止基本方針案の町民意見収集手続を1ヶ月間実施します。2月以降には、町議会の各課説明会や生涯学習委員会でも提案し、参考として意見をお聞きしたいと考えています。住民からのご意見、各会議での参考意見を基に、3月上旬には第5回総合教育会議を開催し、いじめ防止基本方針案を決定いたします。

前回の総合教育会議では、本年度は第4回で終わる予定でしたが、以上のことから第5回目を開催するものです。

町 長 いじめ防止基本方針については、このような日程で進めさせていただきます。  
以上で今回の案件を終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。

委員等 なし。

町 長 ないようですので、以上で、第4回総合教育会議を終了いたします。長時間にわたり、ご意見等をいただきありがとうございました。